

ご存知ですか

道路法第44条

道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は、道路の交通に及ぼすべき危険を防止するために

沿道区域の土地等の所有者として建築工事等に際しては掘削等の承認を必要とします。



Q 沿道区域で建築を計画しているが道路法第44条での土地等の管理者の損害予防義務とはどういうことか？

A 港区が条例で定める沿道区域内で建築等による道路構造への損害又は交通に及ぼす危険を防止するために掘削等に関する工事の承認を得る必要があります。

沿道掘削の承認は、道路管理者から受けます。

道路は公共の共有財産です。すべての人が安心して通行できるよう、常に道路の機能を確保し、保全するとともに沿道からの障害を防止する必要があります。そこで、公共の観点から財産権に関して制限し、その道路の管理者（国、東京都、区）が定める沿道区域での掘削等の行為に関して承認を受けなければならないのです。



この申請方法について、分からないことがありましたら、

窓口で **お気軽にご相談ください。**

申請手順

申請書類の審査・受理

沿道掘削申請図書等の添付書類と記載事項についてチェックを行い、提出書類の不足や訂正等がある場合を除き申請図書を受理します。

申請内容の審査

申請書内容について、基準や現場状況を踏まえた詳細な審査を行います。

承認書の発行

承認条件をつけて、窓口にて承認書を交付します。

しゅん工届の提出

建築工事完了に伴いしゅん工届を提出し、担当者の立会いのうえで損傷等の有無及び復旧方法の指示を受けてください。

建築工事等

建築工事のしゅん工する予定時期や道路に損傷等が見られるときには、担当者に連絡をして下さい。

着手届の提出

着手届を提出してください。

所轄警察署の道路使用許可

所轄警察署で道路使用許可申請する場合は、区より経由印を受けて、道路使用許可を受けてください。

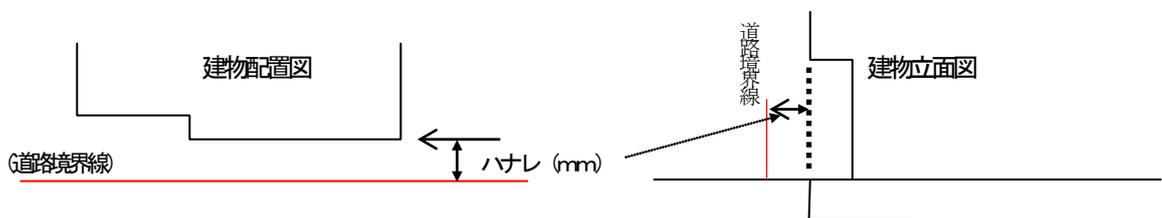
損傷及び復旧工事の完了検査

工事完了後、担当者による工事完了検査を行います。

留意事項

● 道路管理上及び交通安全上の観点から沿道掘さく申請においては下記の留意事項により作成してください。

- 1 沿道掘削申請添付書類は、項目ごとに見出し（インデックス）をつけて正、副2部作成してください。
- 2 添付図面にお道路境界確定線を【赤色】線で記入してください。
 - 1) 建築図面（地下、1回配置図、立面図）にお道路境界線と建物壁面線とのハナレを記入してください。



- 2) 仮設平面図、断面図には、道路境界線と建物外壁面及び仮設山留杭のハナレを記入し、平面図には掘削深さごとに着色してください。
- 3 道路境界線と建物外壁面及び仮設山留杭のハナレは最低150mmを確保してください。
(150mm未満の場合は、道路境界を確定していただく場合があります。)
- 4 新築建物前面の道路ご境界確定点がある場合は必ず写真を撮り、引照点図を添付してください。
(境界確定点1箇所に対して、構造物等で不動の点【人孔、L形ブロックは不可】を引照点して3箇所から計測してください。)
- 5 申請書の作成にあたっては、旧建設省建設経済局建設業課監修の「建設工事公衆災害防止対策要綱」（建設工事編、土木工事編）を参照して作成してください。
※ 特に周辺への影響が多いと考えられる掘削（4m以上）では、最小径材の（規定親杭横矢板工法はH-300、鋼矢板工法はⅢ型以上）を遵守して計画してください。
- 6 山留の杭頭変位量は、たわみ量が20mm以下となるように計画してください。
- 7 建設工事に際して、建設車両等の出入りがある場合は自費工事申請による歩道切下げ及びL形溝切下げ等の承認を受けてください。（規定外の切り下げ幅が必要な場合は軌跡図等による理由書を添付してください。）
- 8 補助工法でディープウェル工法等による地下水位の低下を行なう場合は、施工計画書を添付してください。
- 9 建設現場の道路見況水準測定においては、影響範囲外の不動箇所（仮BM）を基準にしてください。
- 10 申請に当たっては、事前ご地区担当者ご連絡をしてください。
- 11 許可までの審査期間が、2週間以上かかる場合もありますので工事着手時期を考慮して申請してください。